



2023年7月11日

各 位

会社名 ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 大谷 利興
コード 3779
問合せ先 業務管理統括本部 部長 丸山 博之
(電話 03-5114-0761)

(開示事項の経過) 連結子会社における訴訟提起

及び仮差押えの決定に関するお知らせ

当社の連結子会社であるSmartcon inc. は、2023年7月11日付で以下の通り損害賠償請求訴訟(以下、「本訴」といいます。)をソウル中央地方裁判所に提起することといたしましたので、お知らせいたします。また、関連して申請しておりました仮差押えにつきましてソウル中央地方裁判所より決定がされたことを確認できましたので併せてお知らせいたします。

記

1. 本訴提起の概要

(1) 訴訟を提起する裁判所及び年月日

- ①裁判所：ソウル中央地方裁判所
- ②提訴年月日：2023年7月11日

(2) 訴訟を提起したもの(原告)

- ①名称：Smartcon inc.
- ②住所：大韓民国ソウル市江南区テヘラン路418
- ③代表者：代表理事 尹 喜重

(3) 訴訟を提起した相手(被告)

- ①名称：株式会社Iron motors (韓国法人) 他 個人1名
- ②住所：122 Bongyang-ro, Masanhoewon-gu, Changwon-si, Gyeongsangnam-do, Republic of Korea
- ③代表者：代表理事 キム・ミンギョ

2. 訴訟提起に至った経緯

本訴は、2023年6月2日付「連結子会社における債権の取立不能又は取立遅延のおそれ」で公表いたしましたとおり、2023年3月より被告である株式会社Iron motors (韓国法人)との間でデジタル商品券の取引を開始いたしましたが、これは同社担当者の不正取引の可能性のあるものであり、2023年5月までのデジタル商品券1,216百万ウォン(約130百万円)に対して取立不能又は取立遅延のおそれが生じております。そこで弁護士と法的手段等を検討したところ同社及び担当者に対しまして当社グループに生じた損害を請求することといたしました。

3. 訴訟の内容

当社の連結子会社である Smartcon inc. に生じております未収金 1,216 百万ウォン（約 130 百万円）の支払いを求めるものであります。

4. 仮差押えの決定

被告である個人がデジタル商品券を交換しておりました債務者に対して Smartcon inc. が仮差押えをソウル中央地裁に申請しておりましたが、当該仮差押えの決定が同裁判所よりなされたことを確認できました。本件につきましては、今後、損害賠償請求訴訟の提起を検討しております。

(1) 仮差押え命令を決定した裁判所及び年月日

①裁判所：ソウル中央地方裁判所

②年月日：2023 年 7 月 10 日

(2) 債権者

①名 称：Smartcon inc.

②住 所：大韓民国ソウル市江南区テヘラン路 418

③代表者：代表理事 尹 喜重

(3) 債務者

①名 称：e 商品券

②住 所：107 Jincheon-ro, Dalseo-gu, Daegu, Republic of Korea

③代表者：代表理事 パク・ミョンオク

(4) 仮差押えの内容

①請求債権の内容：本訴の目的である未収入金の一部の 840 百万ウォン（約 88 百万円）

②仮差押えの対象：債務者が保有する預金債権

5. 今後の見通し

本訴に係る今後の経緯につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。また本訴に伴う 2024 年 3 月期連結業績に与える影響は現在精査中であり、今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上